

# 西宮市文教地区建築条例

(昭和 48 年 3 月 31 日)

(西宮市条例第 57 号)

## 沿革

平成元年 3 月 31 日 条例 72 号 [ 1 ]

平成 18 年 3 月 30 日 条例 70 号 [ 2 ]

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、文教地区内における建築物の建築の制限または禁止に関して必要な事項を定める。

(文教地区内の建築制限)

**第 2 条** 文教地区内においては、つぎの各号に定める建築物を建築してはならない。

- (1) 貸室業(時間を単位として部屋を提供することを業とするものをいう。)の用途に供する建築物
- (2) むし風呂浴場を業とする建築物
- (3) 病院

2 文教地区内においては、建築物を前項各号に定める用途に変更してはならない。

3 前 2 項の場合において、市長が文教上の目的を害するおそれがないと認めた場合は、前 2 項の規定は適用しない。この場合においては、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(罰則)

**第 3 条** 第 2 条第 1 項及び第 2 項(建築基準法第 87 条第 3 項の規定の適用のある場合を除く。)の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者は、50 万円以下の罰金に処する。[ 1 ][ 2 ]

(両罰規定)

**第 4 条** 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対し同条の罰金刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人または人については、この限りでない。[ 1 ]

## 付 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**(平成元年 3 月 31 日西宮市条例第 72 号 [ 1 ])

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**付 則**(平成 18 年 3 月 30 日西宮市条例第 70 号 [ 2 ]西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例付則 4 条による改正付則抄)

(施行期日)

**第 1 条** この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕